

大村市告示第62号

大村市アピアランスケア用品購入費助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

大村市長 園田裕史

大村市アピアランスケア用品購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、がん患者及びがん経験者の社会参加を支援し、生活の質の向上を図るため、予算の定めるところにより、がんの治療による外見の変化を補完する補整具（以下「アピアランスケア用品」という。）を購入する者に対し、大村市アピアランスケア用品購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) がんと診断され、がんの治療を受けた者又は現に受けている者
- (3) 市税を滞納していない者

(助成の対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成金の額及び助成の回数の上限は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の団体から他の補助金（これに類すると市長が認めるものを含む。）の交付を受けたアピアランスケア用品の購入費又は受ける予定があるアピアランスケア用品の購入費は、助成金の交付の対象としない。

(申請の手続)

第4条 規則第5条の規定により、助成金の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) がんの治療を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類又はその写し
- (2) 助成対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、アピアランスケア用品の購入が完了した日から1年以内に行わなければならない。

(助成金の返還)

第5条 市長は、虚偽又は不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(手続の省略)

第6条 規則第24条の規定により、規則第13条の規定による状況報告、規則第15条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出及び規則第16条の規定による助成金の額の確定の手続は、省略するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(申請の手続の特例)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年4月1日から8月31日までの期間に購入が完了したアピアランスケア用品に係る申請については、同項中「1年以内」とあるのは、「令和7年9月30日まで」とする。

別表（第3条関係）

区分	助成対象経費	助成金の額	助成の回数の上限
ウィッグ等	ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子その他これらに類するものとして市長が認めるものの購入費（アピアランスケア用品の維持管理に要する用品の購入費を除く。）	左欄に掲げる経費に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。	1人につき1回
乳房補整具等	補整パッド、補整下着、専用入浴着その他これらに類するものとして市長が認めるものの購入費（アピアランスケア用品の維持管理に要する用品の購入費を除く。）	左欄に掲げる経費に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。	1人につき左右の乳房切除ごとにそれぞれ1回